

都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

危険物製造所の設置変更及び完成検査に関する事務処理手続について

消防法第11条第1項及び第3項に定める標記のことについては、下記事項に御留意のうえ危険物行政運用上遺憾のないよう御配慮願いたい。

なお、管下市町村に対してもその旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

- 1 危険物製造所等の設置（変更）許可申請後であつて、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合の取扱いについて

この場合は、申請内容の訂正として取り扱い、従つて許可手数料を重ねて徴収することはない。ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、従つて許可手数料に変動をおよぼすものにあつては、次のとおり取り扱う。

- (1) 申請の変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料の差額を新たに徴収する。
- (2) 申請の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

- 2 危険物製造所等の設置の許可後であつて、当該「製造所等の位置、構造及び設備」（以下「施設」という。）に対する完成検査前に、当該許可に係る施設を変更する場合の取扱いについて

この場合は、変更許可を要するものとして取り扱い、その手数料については、危険物の規制に関する政令第40条に規定するところにより、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該施設に対する変更許可手数料を徴収する。

また、当該施設の完成検査手数料については、変更許可前に係る許可施設が、変更申請に係る許可によつて新たな施設になつたものであるから、同令第40条に規定するところにより、変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、当該施設に対する完成検査手数料を徴収する。

- 3 危険物製造所等の設置の許可後であつて、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間

に、当該施設の変更申請を行ない、当該変更について許可を受けた後更に、その施設を変更する場合の取り扱いについて

この場合は、前項同様変更許可として取り扱い、その手数料は、同令第40条に規定するところにより徴収する。また、その完成検査手数料については、前項に準ずる。